

東上野乳児保育園

<重要事項説明書>



この重要事項説明書は、令和 7 年 6 月以降の入園者向けに、
令和 7 年 5 月現在の情報を基に作成しています。
内容に変更があった場合は、園だより等で随時お知らせします。

〈 事業者 〉

- 事業者の名称 社会福祉法人康保会 東上野乳児保育園
- 代表者 理事長 遠藤正明
- 事業者の所在地 東京都台東区東上野4-22-3
- 事業の主管課 台東区教育委員会児童保育課

〈 開園日・開園時間 〉

- 開園日 月曜日から土曜日まで（休園日を除く）
- 開園時間 7時00分から18時00分まで
- 延長保育 18時00分から20時00分まで



〈 休園日 〉

日曜日・祝祭日

年末年始12月31日～1月3日

※勤務状況、介護により保育を必要とする方を対象に、
年末保育（12月29・30日）を行っております。

〈 事業の内容 〉

国の「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする子どもに対して、下記の保育を提供するとともに、地域に開かれた児童福祉施設として、子育て家庭への支援等を行っています。

○通常保育

保育が必要な時間（就労や介護などの時間+移動等の時間となり、家庭により異なります。買い物や保護者の食事時間等は含まれません。）を区が認定する保育必要量の範囲内で下記の時間内お預かりします。

- ・保育標準時間 7時00分から18時00分まで（11時間）
- ・保育短時間 9時00分から17時00分まで（8時間）

○延長保育

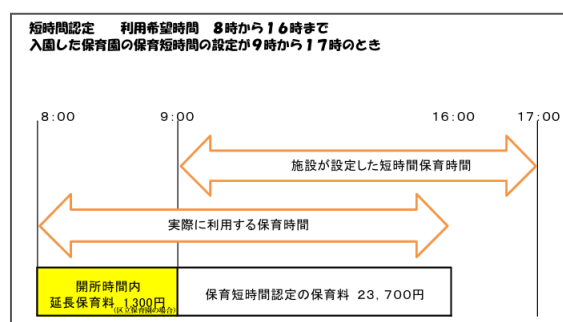
標準保育の時間内又は、短時間保育の時間内で、お迎えが間に合わない方や登園時間が合わない方を対象に「延長保育」を行っています。この場合には、別途延長保育料がかかります。（延長保育料は、台東区公立保育園の計算方法に準ずる）

- ・開園時間内の延長保育（保育短時間認定のみ）（例）

7時00分から9時00分まで
17時00分から18時00分まで

- ・開園時間外の延長保育

18時00分から20時00分まで



○その他の事業

- ・年末保育
- ・地域交流
- ・障がい児保育
- ・子育て相談

〈 事業の目的及び運営方針 〉

保育園では子どもが健康及び安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、家族との連携を密にして、健全な心身の発達と豊かな人間性を持った子どもを育成することを目標に保育を行っています。

○保育の理念

社会福祉法人 康保会の運営する台東区立東上野乳児保育園はキリスト教精神に基づき利用者の幸せを考え「保育を必要とする」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

○東上野乳児保育園の保育目標

《元気な子ども》

- ・歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身につける。
- ・運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活をおくる。
- ・自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・自ら選んだもので自らが遊びを作れるように遊ぶ力を育む。



《身の回りのことが自分でできる子ども》

- ・食事、排せつ、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を繰り返し自立の芽生えを養う。
- ・身の回りのごく簡単なことは、自分で処理する力を育む。

《仲の良い子ども》

- ・積極的にあそびや生活ができるようにする。
- ・相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

《考える子ども》

- ・生活の中でことばへの興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ・可能な限り自然の世界に触れ、その体験を通して、感性与創造性の芽生えを培う。
- ・自然に対する知的興味や関心を育てていく。
- ・思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を養う。

《生きる力を持った子ども》

- ・友だちと関わり合いの中で、互いの存在を認める心の基礎を養う。



○保育の基本方針

保育方針は「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本姿勢にあたっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。

また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

＜園児に＞

- ・子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- ・子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・豊かな人間性をもった子どもを育成する。

＜保護者に＞

- ・乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。

＜地域に＞

- ・地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園として地域の子育て力の向上に貢献していく。



台東区幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」

台東区では、就学前教育のさらなる充実と小学校教育との円滑な接続を図るため、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を策定しました。このカリキュラムは、遊びや環境を通して、3～5歳までの各年齢で身に付けたいことや、小学校入学へ向けて大切にしたいことなどをまとめており、区立の各幼稚園、保育園、認定こども園では、このカリキュラムを基本とした教育・保育を進めています。

＜「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」の特徴＞

- 次の「3つの力」を育てます。
 - ・ 健康な心と体で生活できる力
 - ・ 相手の状況が分かり、楽しく活動し、協力できる力
 - ・ 自分で考え、意欲的に遊び、学べる力
- 次の「3つの柱」で指導します。
 - ・ 生活 ・ 人とのかかわり ・ 学び
- 現在の教育課題を重視した、次の「6つの取組み」を保育・教育に取り入れます。
 - ・ 規範意識の芽生えの育成
 - ・ こころざし教育
 - ・ 食育
 - ・ 体力の向上
 - ・ 生活習慣・学習習慣の共通化・段階化
 - ・ 地域財産等の活用

台東区幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」は、台東区ホームページにも掲載しています。

台東区公式ホームページ（台東区幼児教育共通カリキュラムのページ）

<https://www.city.taito.lg.jp/kosodatekyouiku/kyoiku/kyoikumokuhyo/chisaname.html>



台東区立保育園では、このカリキュラムに掲げる「台東区の幼児教育がめざす子どもの姿」を保育目標とし、3歳未満の段階からこのカリキュラムの内容を取り入れて、保育を実践しています。

< 保育園の一日 >

時 間	活 動	内 容
7:00	開園 順次登園 検温・排泄 あそび	身支度を済ませ好きな遊びをします。
10:00	活動（設定） 排泄	各年齢の指導計画に基づき、室内遊びや散歩など楽しく過ごします。
11:00	食事	栄養に配慮したおいしい給食です。
12:00	排泄・昼寝	お昼寝をして、身体を休めます。
15:00	検温・排泄 おやつ あそび 順次降園	- 手作りのおいしいおやつです。 - ブロック、お絵かき、ままごとなど好きな遊びをします。 
18:00	ゆうゆう 延長保育	18時以降の延長保育がある子のおやつです。 0歳児室で合同保育 3クラス合同保育となり、異年齢児と交流をもちながら遊びます。
18:30	補食	
20:00	閉園	ご家庭に帰ってから食事が摂れるよう、量は少なめにしています。

*月齢によって、多少の違いがあります。

*0歳児はここに合わせた日課になります。

< 送迎について >



○欠園、登園が遅れる場合は9時30分までにご連絡ください。

○欠園の場合はWEBでの連絡をお受けします。(電話連絡もお受けします。)

※大切なお子さんをお預かりする施設として、適正に登降園管理を行う必要と責任がある為、9時30分までに連絡がなく、お子さんの登園が確認できない場合は園より電話連絡をさせていただきます。

○アレルギーのお子さんもいる為、食べ物の持ち込みや園内飲食はご遠慮ください。

○送迎は大人が行い、代わりの方がお迎えに来られる場合は事前にご連絡をお願いします。※連絡がない場合はお子さんの引き渡しができません。

○玄関はオートロックになっていますのでインターフォンでお子さんのクラス、名前をカメラの位置でお伝えください。

＜ 給食について ＞

○当園の給食は完全給食（主食・おかず・おやつ）を実施しており、1日の食事摂取基準の半分を補えるように提供しています。

○栄養士が作成した献立に基づき、栄養士2名・調理師2名で毎日手作り給食を提供しています。

○安心・安全のために



＜食材＞

- ・温度や賞味期限などを管理し、良質で鮮度の良い食材を使用しています。

＜衛生管理＞

- ・調理場や調理器具の消毒を徹底しています。
- ・帽子や白衣、マスク、調理用手袋を着用し異物の混入を防ぎます。
- ・毎朝、健康管理表を用いた調理職員の健康チェックをおこないます。
- ・調理、調乳に携わる全職員が毎月、検便を実施しています。
- ・台東保健所に『集団給食届出』を提出し、年1度の衛生指導を受けています。



○保育園の給食について

- ・離乳食、幼児食に分けた2週間のサイクルメニューになっています。
繰り返すことで食の経験を積むことができ、食べ慣れた安心な料理と感ずるようになります。
- ・献立表は毎月HPとWEB連絡帳よりダウンロードできます。
- ・必要な栄養素を確保するとともに、旬の食材を使い、季節を感じることができるように心がけています
- ・ひとりひとりの成長に合わせ、大きさ・量を配慮した食事を提供しています。

＜離乳食＞

食材チェック表を提出していただき、ご家庭での進み具合と相談しながら提供していきます。（6か月頃を目安にはじめていきます。）

＜幼児食＞

1歳くらいを目安に離乳食を終え奥歯（第一乳臼歯）が生え咀嚼ができるようになったら移行します。

○行事食と給食サンプルの掲示

- ・お誕生会おやつ（手作りケーキ）や子どもの日・七夕・クリスマス・ひなまつりには特別メニューでお祝いします。
- ・離乳食と幼児食は玄関入口とInstagramに写真を掲示しています。

○給食試食会

- ・各クラス年に1回実施します。

○食育

- ・食育計画を作成し、年間を通し実施しています。
- ・子どもが生活と遊びの中で、食に関わる体験を積み重ねることで、食事の時間を楽しむことのできる子どもに成長していくことを目標におこなっています。



○食物アレルギー

- ・食物アレルギーのある方は医師に処方される『食物アレルギー生活管理指導表』をもとに栄養士と面談後、除去食を提供しています。
- ・宗教食の方はご相談ください。

*食事について不安なことや質問などがありましたら、栄養士にご相談ください。

＜ 健康管理について ＞

毎朝、お子さんの状態をよく見て登園してください。前日に熱があった、嘔吐や下痢、目やに、発疹が見られた、機嫌や食欲等いつもと様子が異なるような時は、登園時に必ずお知らせください。症状によっては受け入れ前の受診やご家庭での静養をお願いすることもあります。

○登園前は必ず授乳もしくは朝食を摂り、検温を済ませてから登園してください。

○登園前に 38. 0℃以上の熱がある時は登園できません。

○登園後、園でも検温をしますので、検温が終わるまでお待ちください。



○発熱・下痢嘔吐・発疹

- ・受け入れ後に発熱（38. 0℃以上の熱）の場合は、お迎えのご連絡をします。
- ・発熱をしていなくても咳、喘鳴等の呼吸器症状、嘔吐や下痢、目やに、発疹等が見られた場合も、お子さんの体調や症状に応じてお迎えをお願いすることがあります。

※お迎えをお願いした際は他児への感染を防ぐ為、また容体の急変も考えられますので速やかなお迎えをお願いします。

- ・解熱剤や座薬を使用した場合、使用後24時間は登園できません。ご家庭で様子観察をお願いしています。



○与薬

医療機関を受診の際、保育利用時間を避けた1日2回の処方にできるよう医師に相談し、できる限りご家庭での与薬をお願いします。

- ・園での与薬が必要な場合は保護者の方に代わり与薬を行いますが、園での与薬に関する一切の責任は保護者とし、園側は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・『与薬依頼書』に必要事項を記入し、医療機関で処方された薬のみ1日1回、1回分の量を職員に手渡ししてください。塗り薬についても、医療機関で処方されたものに限りお預かりできます。

○予防接種

- ・予防接種後は、容態の変化が起こりやすい為、降園後やお休みの日の接種にご協力をお願いします。
- ・予防接種を受けた場合は、摂取した日、種類、何回目かを職員に伝えてください。

○熱中症対策

- ・環境省『暑さ指数の実況と予測』（熱中症予防情報サイト）の当日の情報と園の暑さ指数計で測定した結果を踏まえて、外での活動時の参考にしています。

○感染症について

- ・伝染性の病気が治って登園する場合は、『登園許可証(治癒証明書)』を提出してください。
(証明書は保育園にあります。また、ホームページよりダウンロード可能です。)

※『登園許可証(治癒証明書)』は医療機関によっては費用がかかることもありますので、予めご了承ください。

- ・家庭内で法定伝染病や感染症（インフルエンザなど）が発生した場合は、保育園にご連絡をお願いします。
- ・保護者の方が感染症に罹った場合、園内に入ることができません。インターフォンにて職員にお知らせください。

○登園許可証(治癒証明書)が必要な病気

疾患名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう、帯状疱疹)	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)		医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や手足、口腔内の水疱・潰瘍が痂皮（かさぶた）化し、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (お腹の風邪、ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数週間（便の中に1ヵ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や手足、口腔内の水疱・潰瘍が痂皮（かさぶた）化し、普段の食事が摂れること
急性細気管支炎 (RSウイルス感染症等)	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※その他、健康については別途配布しております『保健のしおり』をご確認ください。

＜ 怪我・事故が起きたら・・・ ＞

保育中に万が一、怪我や事故が起きてしまった場合には保護者の方に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

なお、保護者の方に連絡が取れない場合や急な容体の変化等があった場合には、嘱託医、またはお子さんの主治医、近隣の医療機関へ連絡をとるなど、お子さんの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

○災害共済給付（保険）の加入

本園では、万が一のケガや事故に備え、園が掛金を全額負担して、全国私立保育園連盟の「ほいくのほけん（大型セットプラン）」に加入しています。

種 別	給 付 金 額
園児団体傷害	・ 死亡、後遺障害 277万円 ・ 入院保険金 1日あたり 3,000円（1入院180日限度） ・ 通院保険金 1日あたり 2,000円（1事故90日限度） ・ O-157等特定感染症補償
園賠償責任	1名につき最高10億円／1事故10億限度

※通園途中でも適用されます。通園中（住居と園等との間を合理的な経路方法により往復している間）の事故が起きた場合にも同センターの給付が受けられますので本園に申請してください。

＜ 災害対策 ＞

災害や事故の発生に備え「自衛消防計画」を作成し、園長を防火管理者と定めております。また、地震や火災、水害等のあらゆる事態を想定した避難訓練を月1回行うと共に、防犯訓練やJアラート訓練、保健所との合同避難訓練、消防署立ち会いの下、通報訓練を年に1回行っております。

緊急時の安全確保のため、防災・防犯用品を常備し、いつでも使えるようにしています。日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡を取っています。

○警察への緊急連絡システム（学校110番）・防犯カメラ・AED等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。

○随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。

○不測の事態に備え消防署・警察署の指導を受け訓練を行っています。

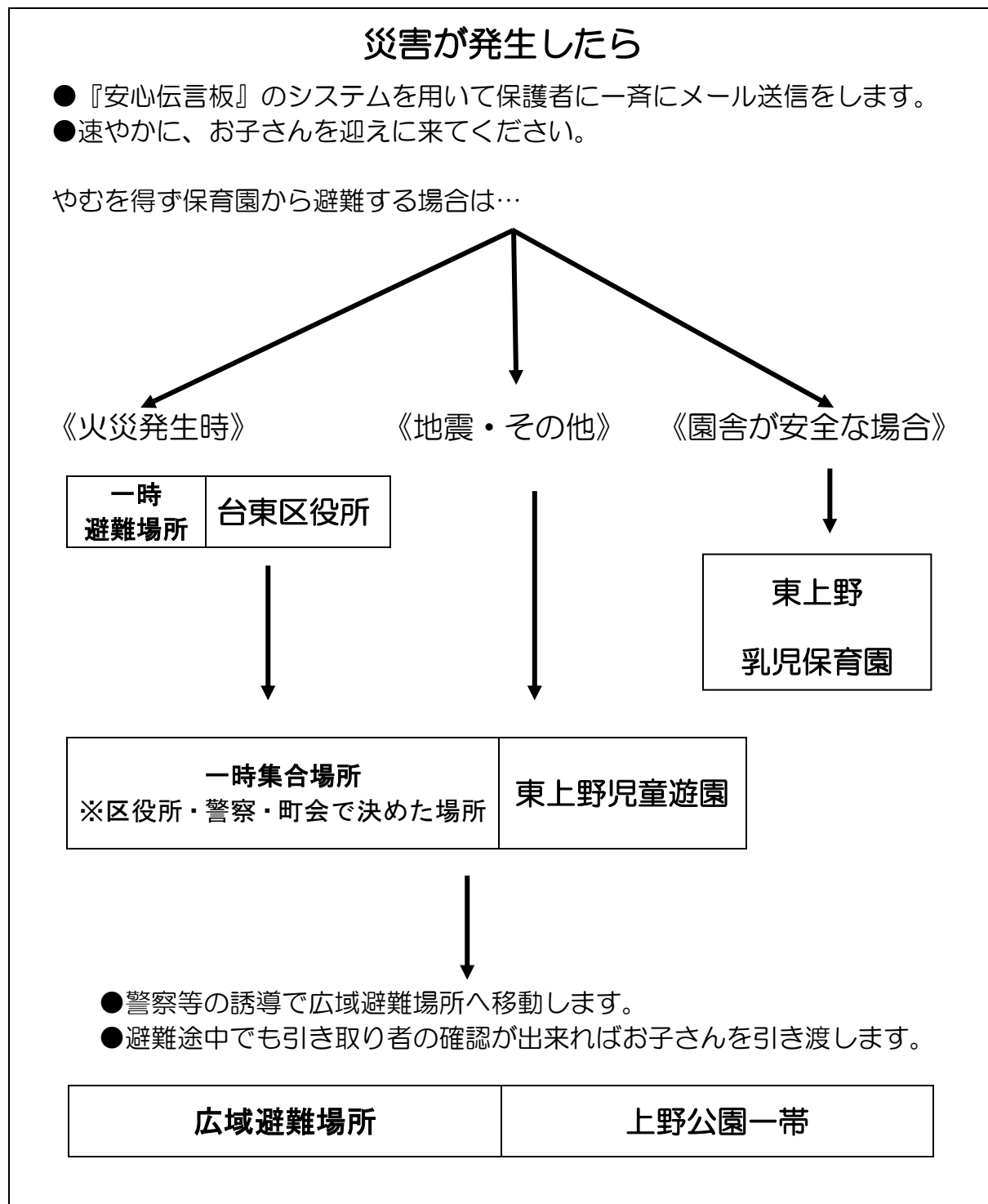
○救急用品や災害用備蓄などを非常持ち出しリュックに備えています。又、三日分の非常食も常備しております。

＜ 地震に備えて ＞

東京を襲う地震として、相模湾及び房総沖を震源とする関東地震、首都圏直下を震源とする首都直下地震、及び駿河湾を震源とする東海地震が考えられます。

本園では地震時の防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るためご協力をお願いします。

＜ 災害時の対応 ＞



▼園児の引き取り

- ◇ご家庭で確実に迎えに来られる方を決めておき、災害時にはその方が出来る限り早くお子さんを迎えに来てください。
- ◇引き取りの際は必ず「引き渡しカード」に必要事項を記入し、持参してください。
- ◇避難場所への移動の途中でも、引き取り者の確認が出来れば、お子さんを引き渡します。

▼電話の使用

- ◇保育園の電話は公的機関からの情報収集に使用しますので、保護者からの電話連絡、問い合わせはご遠慮ください。

▼「園児引き渡しカード」について

- ◇災害時や引き渡し訓練の際に使用します。
- ◇毎日お子さんの送迎をする人や、緊急時においてお迎えを依頼する人などに渡し、大切に保管してください。

▼その他

- ◇保育園の一時集合場所や広域避難場所の確認をお願いします。
- ◇「園児引き渡しカード（次ページ参照）」の記入内容に変更があった場合は、すみやかに保育園に届けてください。

※年一回、保護者参加の「引き渡し訓練」を行います。



＜ 緊急時の連絡先等について ＞

保育中に園児が体調不良、もしくは怪我をした場合、または災害等の緊急時に備えて本園では下記のとおり連絡先等の提供をお願いしています。

○園児引き渡しカード

本園で、ご家庭における連絡先等を把握するために使用するものです。

- ・記入は黒のボールペンを使用してください。
- ・電話番号は確実に連絡が取れるものを記載してください。

※緊急時の連絡手段について

昨今の携帯電話やパソコン等の普及により、電子メールを活用される方が増えています。そのため、緊急連絡時に迅速に対応するため、電子メールの一斉送信機能の活用が有効であると考えます。

○電子メール一斉送信機能『安心伝言板』の登録について

1. 入園後にお渡しする「安心伝言板」のお知らせに記載された QR コード読み取り、アクセス後に「件名」「本文」を未記入のままメールを送信してください。
2. 安心伝言板よりメールが届きましたら、本文に記載された URL をクリックして保護者の登録画面にアクセスしてください。（確認メールが届かない場合には、迷惑メールによるフィルターがかかっている可能性がありますので、確認をお願いします。）
3. アクセスした登録画面に必要情報を入力し、保護者登録を完了してください。登録後はログインページより保護者専用ページにアクセスできます。

＜ 子どものための教育・保育給付について ＞

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、新たに「子どものための教育・保育給付」の仕組みが導入されました。

この給付費は、子どもが保育園等を利用した場合に、保護者に対して給付費が支給され、保護者が施設に対して支払うものですが、子ども・子育て支援法に定められた「法定代理受領」により、区が直接施設に対して支給をする仕組みとなっています。



＜ 保育料・延長保育料・その他の利用者負担金 ＞

○保育料について

保育料は居住する自治体が定める保育料をご負担いただきます。

＜台東区民の場合＞

- ・ 保育料は、子どもの年齢と、それぞれのご家庭の保護者の区民税所得割額（税額控除（調整控除を除く）を適用する前の税額）により決定します。4月～8月は前年度の税額で算出し、9月以降は当該年度の税額で再計算します。
 - ・ 詳しい保育料の額は別途、台東区より「保育料決定通知書」でお知らせします。
 - ・ 月の1日現在、在籍している場合には、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります（日割り計算は行いません）。また延長保育料についても同様の取り扱いとなります。
 - ・ 保育料の支払期限は毎月月末です（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）。
 - ・ 台東区では、口座振替によるお支払いをお願いしております。
 - ・ 口座振替の手続き完了前などは、「納付書」でのお支払いとなります。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
 - ・ 保育料は必ず期限までにお支払いください。保育料を滞納した場合には、地方税の滞納処分の例により、滞納処分を行なうことがあります。
- 保育料についてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

《保育料についての問合せ先》

台東区教育委員会 児童保育課保育相談係 電話 5246-1234

＜台東区民以外の場合＞

保育料についてご不明な点がある場合は、居住する自治体の窓口までお問い合わせください。

○延長保育料について

ご負担いただく延長保育料は、台東区公立保育園の計算方法に準ずる。

詳しい内容につきましては、台東区発行の「保育利用のご案内」をご覧ください。

- ・ 新たに延長保育を申請する場合は、ご利用の前月25日までに必要書類を提出してください。
- ・ 申請時間を超えた場合は別途、延長保育料を徴収させていただきます。

○各種費用負担金について

布オムツ、包布等を（0、1歳児）毎月2,000円を徴収させていただきます。

○各種費用お支払い方法及び手数料について

- ・ 各種費用は毎月10日迄にお支払い頂くようお願いいたします。
- ・ LINEを活用したキャッシュレス決済サービス enpey（エンペイ）を利用し、請求金額に対して一律3%の手数料をご負担いただきます。詳しい内容につきましては、別途お渡しする「徴収費目のご請求・お支払い方法のお知らせ」をご覧ください。尚、現金でのお支払いも可能ですので、ご希望の方は職員までお知らせください。

＜ 在園中の手続きなど ＞

在園中に下記のような状況になった場合には、届出または手続きが必要となります。

○長期間お休みするとき（保育停止）

病気や保護者の里帰り出産などで1か月以上通園できない理由がある場合、事前に申請することによってその月の保育料が免除となります。（年度内に2か月が限度となります。）

○区外に転出するとき

継続して通園する場合には、一定の条件があり、かつ転出先の自治体で手続きが必要となります。

○退園するとき

事前に「退園届」の提出が必要となります。

○保育を必要とする状況や理由が変わったとき

（認定区分の変更の手続きが必要となる場合があります。）

下記のような場合には、書類の提出が必要となります。

◇求職活動事由で入園、または在園中に求職中となった場合

◇在園中に勤務先が変更となった場合

◇在園中に勤務時間が変更となった場合

◇就労内定で入園した場合

◇妊娠・出産で入園、または在園中に妊娠した場合

◇育児休業から職場復帰予定で入園、または在園中に育児休業から復帰する場合

○家庭状況が変わったとき

下記のような場合には、書類の提出が必要となります。

◇住所が変わった場合

◇電話番号が変わった場合

◇氏名が変わった場合

◇勤務先が変わった場合

＜ 保育の提供の終了について ＞

在園中に下記のような状況になった場合には、保護者の意思にかかわらず、保育の提供を終了します。

○園児が3才になって最初の3月31日になったとき。

○園児の保護者が保育の必要性の認定事由に該当しなくなったとき。

○その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

※各書類はホームページよりダウンロード可能です。

＜ 個人情報の取り扱いについて ＞

1. 基本方針

本園が扱う個人情報については、その重要性を認識し、適正な保護のために、個人情報保護に関する法令その他の法令を遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の適切な収集、管理、利用、開示、提供について

- (1) 利用目的に従って、適切に個人情報の収集、管理、利用、開示、提供を行います。
- (2) 入園時に個人情報の収集、管理、利用、開示は、保護者の同意の基に行います。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等に対しては、必要な安全対策、予防措置を講じて適切に管理します。

3. 個人情報保護、利用目的に関する問い合わせ

個人情報、利用目的についてのご意見やお問い合わせ等については、本園の事務室でお受けします。

＜ 保育の質の向上の取組みなど ＞

○職員に対する研修

本園は、職員の役割や職層に応じた「職員研修実施計画」を立て、職員の資質の向上及び職務の遂行能力の強化を図っています。

○第三者評価

東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1回を目安に受審し、その評価結果を情報公開しています。

評価結果は、園の事務室または「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページで確認できます。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

＜ 虐待の防止 ＞

子どもへの虐待を防止するため、台東区では「台東区要保護児童支援ネットワーク」を構築し、職員に対する研修の実施、実務者会議などによる関係機関との連携により、児童虐待の発生予防及び早期発見に努めています。

＜ 保育内容に関する相談・苦情など ＞

保育内容に関するご相談、苦情、ご意見等がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

○保育園の対応窓口

- ◇意見箱 玄関
- ◇相談・苦情受付担当者 主任、副主任
- ◇相談・苦情解決責任者 園長

○法人の対応窓口

- ◇苦情処理第三者委員 きのした ふみこ
木下 文子（元民生児童委員）
東京都台東区根岸 5-17-5
電話 090-4436-0222

- ◇苦情処理第三者委員 すやま まさあき
陶山 昌晃（元私立保育園園長）
東京都北区滝野川 1-19-1
電話 090-1612-2141

○区の対応窓口

- ◇区長への手紙（担当：台東区役所 区長・広報室広聴担当 電話 5246-1023）
- ◇教育委員会児童保育課保育運営係 電話 5246-1233

＜ 不適切な保育に関する相談 ＞

○保育園の対応窓口

- ◇不適切な保育の相談担当者 園長・主任

○区の対応窓口

- ◇不適切な保育の相談担当者
児童保育課保育運営係 電話 5246-1233

＜ その他 ＞

- ☐ 家庭への連絡事項は印刷物、掲示板、WEB 連絡帳、安心伝言板（メール）、玄関設置のモニター等でお知らせします。
- ☐ 園の方針及び保育の方法、育児相談等、その他わからないことがありましたら、保育園または児童保育課にお尋ねください。
- ☐ 玄関に御意見箱を設置しております。

〈 保育園の概要 〉

- 名称 東上野乳児保育園
- 所在地 台東区東上野4-22-3
- 開設年月日 平成9年6月1日
- 電話番号 03-3844-3577
- F A X 番号 03-3844-3578
- 施設長 野田 美江
- 対象年齢 産休明けから2歳児まで
- 利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	合計
定員	20名	20名	20名	60名

〈 本園で行っている保育事業及び地域の子育て支援 〉

事業名	事業の内容
通常保育及び延長保育	2～4 ページをご覧ください。
障がい児保育	一人ひとりの障がいや発達特性、生活に合わせて自分で出来ることや意欲を育ていけるよう保育を行っています。
年末保育	勤務状況、介護により保育を必要とする方を対象に、特別保育とし、年末保育（12月29日～30日）を行っています。 ※日祝除く
子育て相談	平成27年より実施。
地域交流（子育て世帯）	ふれあいルーム（令和6年度実績 年6回）
地域交流（近隣の方）	季節ごとに交流する機会があります。（お祭り、ハロウィン、近隣の学園祭、クリスマス、炊き出し）

〈 職員の状況（令和7年5月現在） 〉

	常勤	非常勤
園長	1人	—
保育従事者 （補助者含む）	19人 （すべて保育士）	5人
調理員	2人	—
栄養士	2人	—
看護師	1人	—
用務	1人	—
嘱託医 （非常勤）	小川こどもクリニック 小川淳子 電話 03-3861-2429	

※職員の状況または職員の勤務体制が変更になった場合は、随時お知らせします

〈 災害時（火災）の一時集合場所・広域避難場所 〉

- 一時集合場所 東上野児童遊園
- 広域避難場所 上野公園一帯

〈 災害時（地震・その他）の一時集合場所・広域避難場所 〉

- 一時集合場所 東上野児童遊園
- 広域避難場所 上野公園一帯

〈 園舎が安全な場合 〉

- 東上野乳児保育園

※「災害時の対応」については、10～13 ページに掲載しています。

〈 管轄の消防署・警察署 〉

- 管轄消防署 上野消防署
- 管轄警察署 上野警察署

〈 本園の主な園外保育場所 〉

- 北上野児童遊園 ○山伏公園
- 上野消防署見学 ○東上野児童遊園

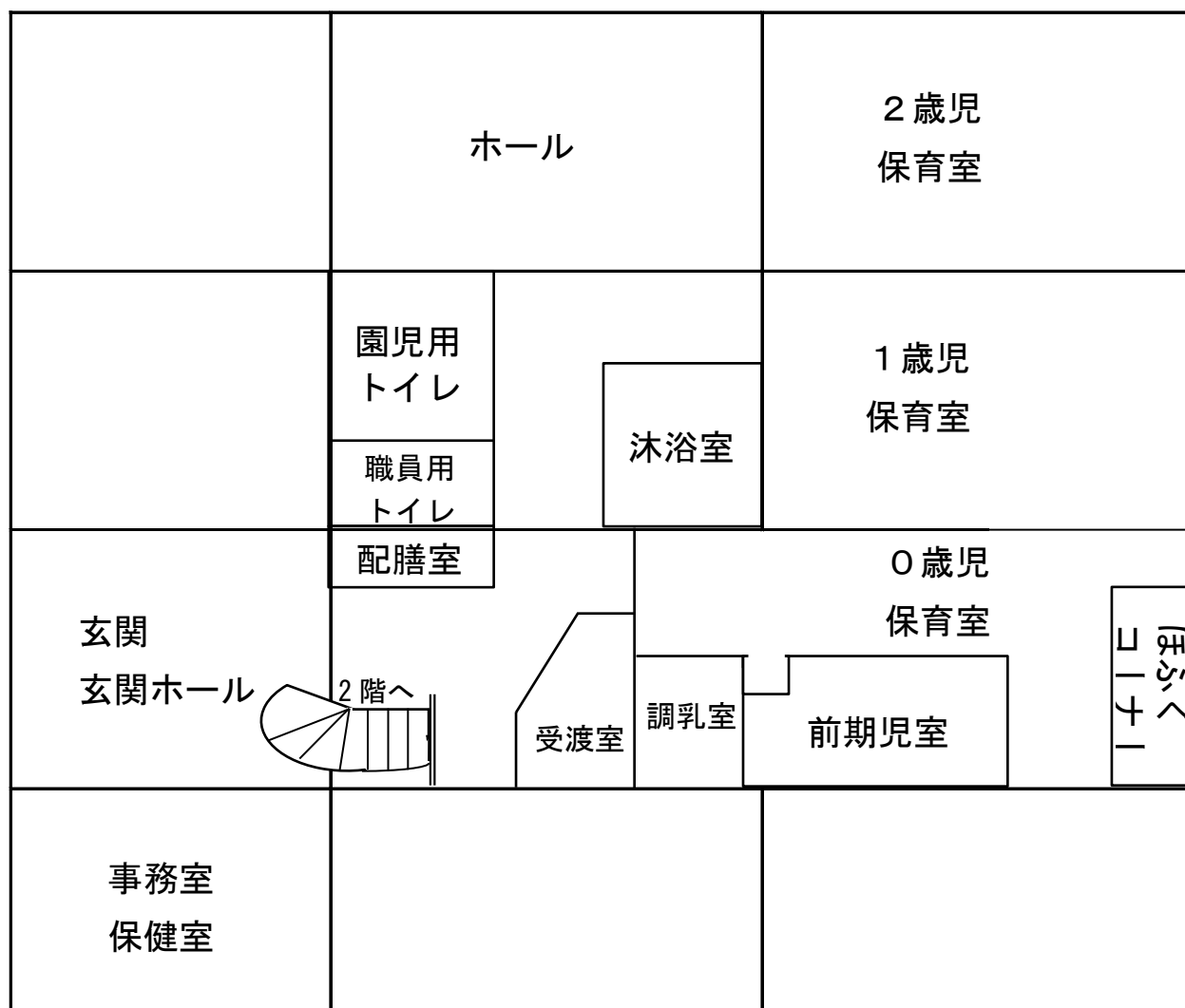
〈 施設の状況 〉

- 建物の状況 台東区所有
- 設備の状況

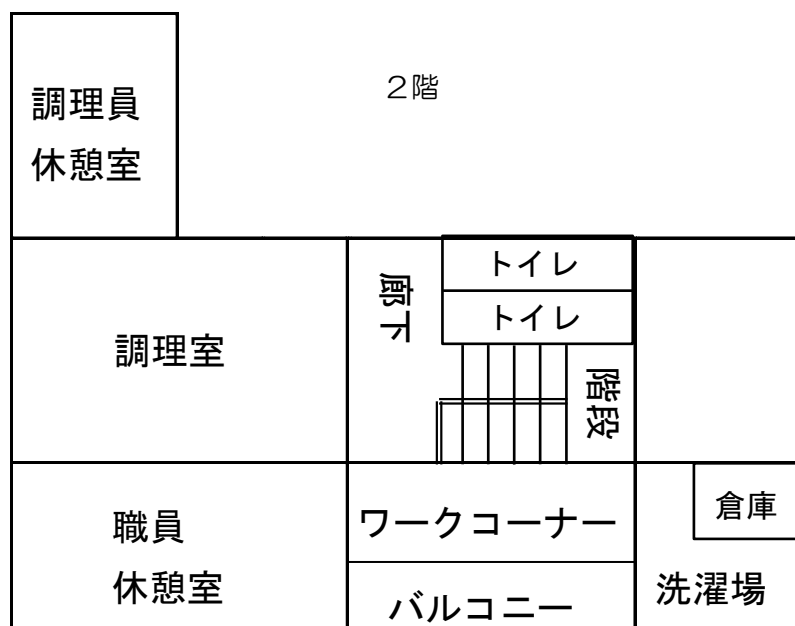
	室数	1 階	2 階
乳児室及び ほふく室	3 室	183.09 m ²	—
保育室及び 遊戯室	2 室	85.39 m ²	—
医務室及び 事務所	1 室	40.34 m ²	—
沐浴室	1 室	9.66 m ²	—
調理室	1 室	—	26.71 m ²
調乳室	2 室	5.35 m ²	—
便所	4 室	40.45 m ²	
園庭	—		

○ 園内見取図

1 階



2 階

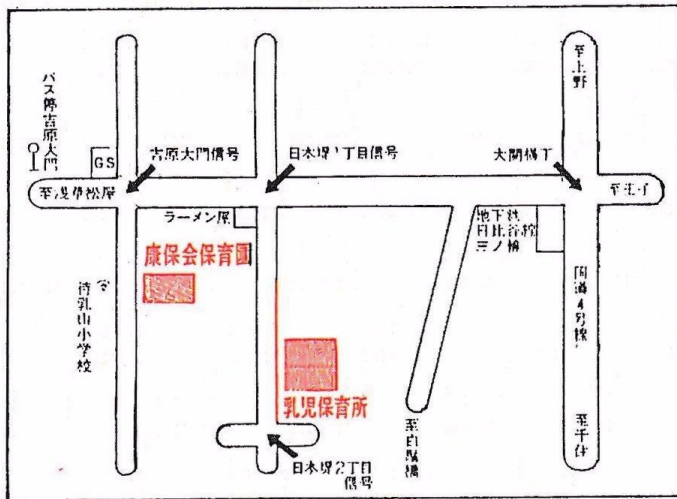


〈 年間行事 〉

	主な行事	保健行事
4月	◎はじめましての会（入園式：第1土曜日）	
5月	こどもの日（上旬） ◎前期保護者会（未定）	歯科健診（歯科医）（未定）
6月		
7月	七夕会 水遊び・沐浴開始 夏まつり（下旬）	
8月		
9月	防災引き渡し訓練 水遊び・沐浴終了	
10月	◎フルーツフェスティバル（運動会）	
11月		
12月	もちつき クリスマス	
1月	◎後期保護者会（下旬）	
2月	豆まき	
3月	ひなまつり会 ◎巣立つ会（卒園式）	
	毎月1回 ・誕生会 ・避難訓練 (その他、年1回防犯訓練、Jアラート避難訓練、 保健所との合同避難訓練を行う)	毎月1回 定期健康診断(嘱託医) 身体測定

※ ◎印は保護者参加行事です。
詳しい日程につきましては、決まり次第お知らせいたします。





康保会保育園
康保会乳児保育所



東上野乳児保育園

